

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力支援事業の目標

1 現状

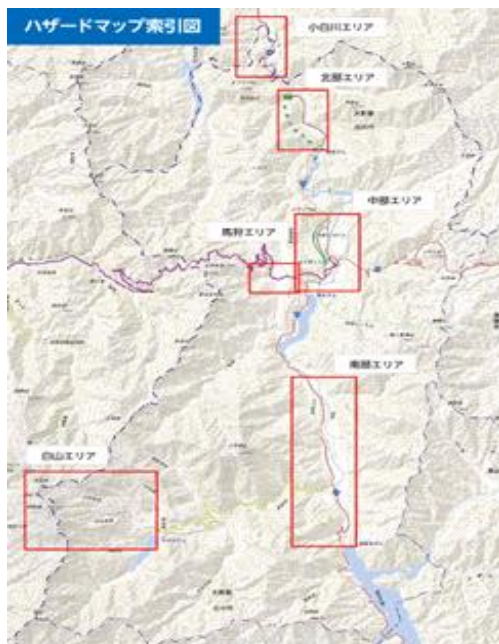
(ア) 地域の災害リスク

(1) 地域の概要・立地

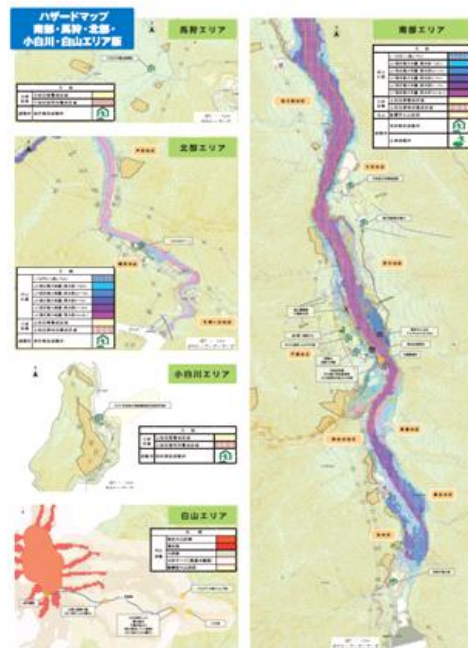
白川村は岐阜県の北西端に位置し、北は南砺市、西は白山山系を経て石川県と境界している。

白川村には、世界遺産登録されている合掌造り集落や、白山国立公園を有しており、冬期においては、積雪量が非常に多い地域である。

また、白川村は河川(庄川)に沿って下図 1(ハザードマップ)からわかるように南北に各地域集落が形成されており各地域の特質を考慮した災害対策を行わなければならないため、下右図 2(詳細版マップ)により災害危険度を数値化を含め分かりやすく表記した。



(下図 1 概要版)



(下図 2 詳細版)

(2) 想定される地域の災害リスク

村の中央を庄川が北に流れ、西側の両白山地、東側の飛騨高地に挟まれた中山間地で、南北に広く村域をもち、大部分を山地が占め、わずかに広がる平地を居住地や農地として利用しており、このような地理的条件から発生しうる災害リスク並びに事業活動への影響を記述する。

(洪水)

河川名	洪水到達時間	降雨量	想定頻度
庄川	385分	251mm	30年

上記記載の災害リスクからまず重点的に取り掛かる必要がある災害は、村の民家が集結している南北地区に沿うように流れる庄川を基にした水害被害の災害対策が必要である。

上表は、村が過去に水害災害予防に関して平成 28 年に制定した白川村地域防災計画をもとに数値的に想定した降雨量、洪水時間等をもとに記述した。

また、その後起きた豪雨により地域を襲った水害・土砂災害事例を以下に記述する。

■ 平成30年7月豪雨災害の記録



増水した庄川（瀬音さくら山荘前）



尾神地内 国道156号法面崩壊



稗田地内 村道への流水（川本ポンプ前）



御母衣地内 護岸決壊

岐阜県では平成30年6月27日から7月1日および7月3日から7月8日の期間で大雨となった。白川村御母衣では、618mmの豪雨を観測し河川の氾濫および、土砂災害が発生した。

（令和2年度白川村ハザードマップより抜粋）

浸水した時に想定される水深

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
庄川	村内全域	0.0m以上 20m未満

岐阜県内の庄川は指定河川にあたらなため県が定めた水害危険情報図をもって洪水規模の根拠とする。浸水被害が発生した場合、庄川河川沿いの低い土地において広く被害を受ける事になる。

（土砂災害）

村内全域が山間地となっており、土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)が発生する恐れがある。村内に土砂災害(特別)警戒区域が多数設定されており、それぞれの域内に商工事業者が点在している。

（地震）

当村は南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれないが、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震などについて岐阜県により被害想定が出されている。

地震の名称	発生確率 (30年以内)	予想される 最大震度	建物被害(棟)	
			全壊	半壊
跡津川断層地震	ほぼ0%	6.36	531	547
高山・大原断層帯地震	ほぼ0%~5%	5.59	9	25
阿寺断層系地震	6%~11%	5.60	13	38

阿寺断層系の発生確率が高い一方、被害としては跡津川断層地震によるものが大きい。

（火山）

白山の噴火により融雪型火山泥流(積雪深6m、火砕流500万m³)が発生した場合、平瀬地区周辺の庄川に近い低地に被害が発生する恐れがある。

（新型コロナウイルス感染症）

「当計画では新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症」を相称して新型コロナウイルス感染症という。これらは国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、村においても地域住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣と行動を変えなければならないほどのリスクがある。

◆ 新型コロナウイルス感染症の感染経路

新型コロナウイルスは以下の経路で感染が拡大する。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、せき、つば)と一緒にウイルスが放出され他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

感染を注意すべき場面

屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状態で一定時間を過ごすとき

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がその物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。

感染場所の例

共同使用する(トイレ・お風呂)電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチ

(3) 空気感染

感染者が飛ばした飛沫核(エアロゾル)を吸い込むことで感染する。

感染場所の例

密閉された屋内、空調が悪く空気が流れていない換気の悪い屋内

◆ 新型コロナウイルス感染症発生時の被害想定

感染症は基本的に人と人の接触が大きなりスクとなる。

このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることになる。国内では、感染者が増加することで規制や要請及び制限がかかり、商工業者の事業および地域住民の生活に影響を及ぼしている。

区分	感染初期から中期	感染中期から拡大期
注意、規制、要請	<ul style="list-style-type: none"> ・県・村からの地域内の注意喚起 ・行動の一部自粛 ・商売の一部自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの強い注意喚起 ・緊急事態宣言による行動の自粛 ・緊急事態宣言による商売の自粛

具体的な影響例(商工業者)

業種名	感染初期から中期	感染中期から拡大期
飲食業・小売業 宿泊業・観光業 サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の一部変更(時短営業) ・観光客の減少 ・移動制限によるイベント自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業全面停止 ・営業停止に伴う従業員の休業 ・会社の長期休業に伴う倒産
製造業・卸業	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の移動自粛 ・展示会等の商談会縮小 ・人力対応の生産性低下 ・活動自粛による消費力低下 ・職場への出勤制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者発生による営業停止 ・展示会等の商談会中止 ・営業停止に伴う従業員の休業 ・会社の長期休業に伴う倒産 ・職場への出勤停止

※白川村は世界遺産の合掌集落を有しており新型コロナウイルス感染症による風評被害は他の地域より大きな損失を負うことが想定される。

(イ) 商工業者の状況(経済センサス:令和3年度)

・商工業者数 193

・小規模事業者数 173

業種別	商工業者数	うち小規模事業者数
建設業	24	22
製造業	11	11
電気ガス水道業	2	2
卸売業 小売業	41	37
飲食業	44	37
宿泊業	43	41
サービス業 他	20	16
その他	8	7
合計	193	173

世界文化遺産白川郷を有する白川村は、険しい山間地に位置し御母衣ダムを上流とする庄川に沿って集落が点在している。商工業者の特徴は、飲食店・宿泊業が全体の約4割を占め、合掌集落のある「荻町地区」と平瀬温泉のある「平瀬地区」に集中している。193件の商工業者が経営を行い、飲食、サービス、小売業では国内外の観光需要を見込んだ経営を行っており、建設業は、平瀬地区の御母衣ダムの関連工事、県・村からの国道関連の公共工事などの他、降雪地帯特有の冬期除雪作業などの事業が中心となっている。その他のサービス業(理美容、衛生環境、自動車整備)は、村民の域内消費を中心に経営持続を図っている。災害の危機として異常気象の影響は大きく、平成30年の豪雨時には主要道である国道156号線が土砂災害の影響により商工業者及び地域住民は商売、日常生活に支障が生じた。この地域には、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震、阿寺断層系地震と地震災害のリスクもあり、村内地域に甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

(ウ) これまでの取り組み

◆ 白川村の取り組み

(1) 地域防災計画の策定(最新の大型改定日:平成28年3月、令和2年12月 小変更:随時)

白川村では災害対策基本法第42条の規定に基づき作成し、大型改定は防災会議を開催して実施、情勢等に併せた小変更は適宜実施している。この計画は、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害対策、復旧等に関する事項について村、防災関係機関、村民、事業所等が果たすべき責務や役割を定めている。

(2) 防災訓練の実施

白川村では平成24年度に総合防災訓練を実施し、その後は毎年集落単位の訓練を1集落実施し村民が一丸となって危機災害に備えている。

(3) 防災備品の備蓄状況

[非常食備蓄状況]

地域	液体ミルク(ml)	保存水(本)	味噌汁(食)	携帯おにぎり(食)	アルファ米(食)
白川村	15,360	2,424	1,140	100	800
	栄養補助食品(食)	リゾット米(食)	白おかゆ(食)	非常用パン(食)	ようかん(本)
	1,080	400	40	60	100
	毛布(枚)	パーテーション(室)			
	474	280			

- ※アルファ米は混ぜご飯を含む
- ※毛布は使用後クリーニングをしたもの474枚を含む
- ※パーティションは避難所にて使用するおよそ 2m×2m×2m の四面を囲む間仕切りとする
- ※感染症対策物品(マスク・消毒液など)は適宜配備する

(4) ハザードマップの更新(最新版の更新月:令和2年3月)

岐阜県が作成した中小河川の洪水危険情報図、土砂災害防止法による土砂災害(特別)警戒区域、白山火山噴火緊急減災対策砂防計画による被害想定をもとにハザードマップを再編集した。避難所、主要な施設等を加え作成したマップは印刷したものを全世帯に配布し、PDFにしたものをホームページにて公開している。

(5) 災害に関する情報の収集、伝達

- ・防災情報提供システム(気象台)、土砂災害情報警戒ポータル(県)、川の防災情報(国交省)、岐阜県川の防災情報(県)等を用いて災害に関する情報を入手し、対応の判断材料とする。

- ・岐阜県の被害情報集約システムを用いて報告及び関係機関・メディア等への伝達、県及び市町村とのテレビ会議等を行う。

住民への周知は主に同報無線により実施する。

(6) 新型コロナウイルス感染症への取り組み

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、国、県、市町村及び関係企業も含めて、国を挙げて対策を講じるため、白川村でも、国、県が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を受け、平成27年2月「白川村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、本計画に基づき対策を実施することとしている。

◆ 白川村商工会の取り組み

1. 事業者BCPに関する研修会に参加(令和元年12月16日以後、認定期間終了まで合計3回)
2. 白川村商工会の事業継続計画策定(令和2年8月25日策定認定後、令和7年11月17日再認定申請)
3. 白川村総合文化施設防災訓練参加(毎年6月、12月 年2回実施)
4. 新型コロナウイルス感染症にかかる商工会事務所内の感染予防設備等(手指自動消毒設備、空気清浄機他)の導入
5. 当会BCP計画に伴う防災セット等(防災ヘルメット、防災リュック、防災グッズ非常用持出し袋)の整備

II. 課題

(1) 現況整理と事業継続に向けた問題点

白川村における災害リスクと、事業者の特性と分布から、白川村において経営活動を営む事業者の事業継続力強化の課題設定に向けた特徴とポイントや支援体制などを踏まえて以下の通り整理した。

種類	特徴とポイント
事業者の経営環境	観光事業が主要産業のため、外部環境の変化によって経営環境も比例し影響を受ける傾向がある。 今後想定される大規模災害・新型コロナウイルス感染症等が、小規模事業者の限られた経営資源に与える影響は非常に大きい。日々日常の経営に追われているため、災害への事前対策の意識はあっても「形(事業所のBCP)行動(自主的な発災を想定した訓練)」が表れにくい現状がある。 世界文化遺産を有する白川村において、小規模事業者が担う地域経済、社会活動の役割は大きい。万が一の災害リスクを把握し事前対策や早期普及できる対応が必要である。
白川村の立地環境	白川村は、岐阜県の北西部に位置し富山県、石川県の境に位置し、面積は約356km ²

	その 95.7%が山林であり深い山間に囲まれた村である。村の中央には庄川が流れ、国道 156 号線と東海北陸自動車道が通っている。冬期の白川村は豪雪地域でもある。 白川村の道路環境は、山間に整備されており、災害発生時には土砂災害、雪害により道路、電力が遮断される可能性が高い環境である。
商工会の支援体制	商工会では、事業所に寄り添った伴走型の経営支援を行い経験、実績を積み重ね事業支援を通じて持続可能な経営指導を実施している。 商工会職員においては、大規模災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応、備えに関する支援経験は浅く、災害時での支援能力は十分ではない現状がある。
商工会の運営状況	商工会は、これまで大規模災害やウイルス感染症による脅威が現実化した際の行動について定めたルールは無く令和 2 年度に事業継続計画を策定し、取り組みを開始した。その後、本年度に新たな事業継続計画の策定と災害発生時の早期の業務復旧に向けて、事業者の存続復興のための目標を設定した窓口相談(経営・融資等)の開設や地域内の事業者の被災状況を把握できる体制を構築できる事業継続力の強化が必要である。新型コロナウイルス感染症についての取り組みも多くの機関から提言されている取り組みを基に支援対策の仕組みが必要である。
行政と商工会の連携状況	大規模災害やウイルス感染症等の脅威に対して事業者が持続的に、経営が行えるよう行政と商工会の連携が不可欠であるが現状は、災害時における事業者の復旧支援の体制は構築されておらず、復旧に必要な連携体制や初動からの行動内容が定まっていないのが状況である。

(問題に対応した課題との関係性)

	事業継続力強化支援に係る現状の問題	事業継続力強化に向けた課題
事業者の経営環境	個々の事業者の災害・感染症対策が不十分であり、事業継続に対する意識も不足し災害対策の必要性の認識が低い。	村内事業者の事業継続意識を高めるための啓発活動と広報・SNSを利用するなどの自己管理意識の向上
白川村の立地環境	村内の立地条件や事業者にもたらす災害の影響と対策が異なる。	個々の事業者環境に適した事業継続力強化計画策定とその実行支援
商工会の支援体制	事業者のBCP作成支援の経験が少なく支援能力が不足している。	商工会職員の事業継続支援に関する研修・専門家派遣等による資質向上
商工会の運営状況	大規模災害やウイルス感染症等に対して商工会組織の対応力が不足している。	商工会の事業継続計画(商工会 BCP)の運用を図り、事業者への防災・減災対策を徹底した支援体制を構築
行政と商工会の連携状況	事業継続に係る村と商工会と連携体制が整っていない。	白川村と白川村商工会での事業継続に係る連携力の強化

III. 目 標

白川村内の小規模事業者における防災・減災に資する事業継続力強化を達成。これを通して大規模災害及び新型コロナウイルス感染症等発生の際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる小規模事業者を多く輩出する事で、有事の際にも小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを実現する。

前ページの5つの課題と対応して白川村商工会では下記の定性・定量目標を設定する。

達成課題	定性目標 (計画期間5年)	定量目標
[課題1]村内事業者の事業継続意識を高めるための啓発活動	計画期間5年経過後、村内小規模事業者が事業継続の必要性を実感する状態	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等の配布による啓発活動件数 年:200件(郵送及び巡回時に配布) ・事業継続に係る巡回指導件数 年:5回~10回 ・事業者個別BCPセミナーの開催 年:1回開催(2~5事業者) ・事業者別BCP個別相談会実施 年:(随時)
[課題2]個々の事業者に合わせた事業継続力強化計画作成とその実行支援	地域内事業者の事業継続力抜本強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化計画作成支援事業者数 年:2事業者 ・事業者BCP作成事業者数 年:1事業者以上 ・フォローアップ支援回数 年:2回(2年目以降)
[課題3]商工会職員の事業継続支援に関する資質向上	地域のリスクアドバイザーとして定着する	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勉強会 隔年:1回開催(専門家を派遣) ※必要に応じて派遣回数を増やす
[課題4]商工会の事業継続計画(商工会BCP)の運用を図り防災・減災対策を徹底した支援体制を構築	災害発生時の迅速な商工会業務の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会BCPの定期的な見直しと改善の実施 年:1回ブラッシュアップの実施
[課題5]白川村と白川村商工会での事業継続に係る連携を強化	白川村との連携による連絡体制の確立と事業継続支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・白川村商工会と白川村防災担当課との情報共有会議 年:1回開催
<p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。 		

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日

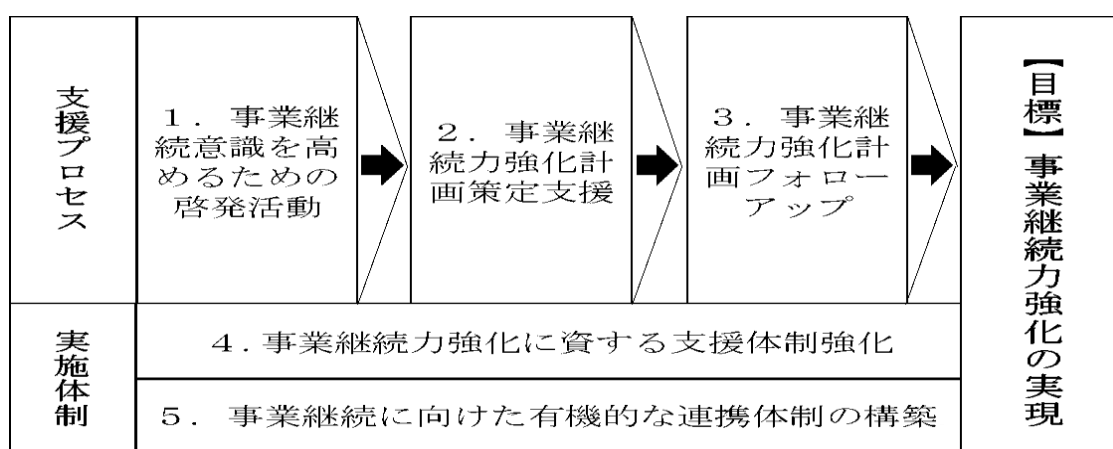
(2)事業継続力強化支援事業の内容

・白川村商工会と白川村の役割分担、体制を整理し連携して下記の事業を実施する。

《 1. 事前の対策 》

白川村並びに白川村商工会では、事前の対策として以下のフローに基づき、事業継続力強化支援の実行並びに、事業継続支援体制の強化を図っていく。計画内容は、支援プロセスと実施体制とで構成され、それぞれの事業継続力強化に向けた支援上の課題、体制上の課題と対応している。

特に支援プロセスにおいては、事業継続力強化といった本計画の目標上、順序を踏んだ事業者支援の展開が必要であると考えられるため、1→2→3と段階的に支援方法を移行していくことを想定している。



1.事業継続意識を高めるための啓発活動

【取組みの目的と意義】

本計画の遂行に向けて、白川村における災害リスクを正しく理解し、その対策の重要性について事業者に認識していただく事で、事業継続に向けた対策と取組みを行うきっかけを創出する事が本取組の目的である。事業継続に対していかに自分ごととして認識いただくか、関心をもっていただくかが重要となる。

【具体的な取組内容】

取組内容	概要
①チラシ等の啓発活動	事業継続力強化計画の必要性やその概要の理解を深めるため、リーフレットの配布や、商工会HP及び広報誌への掲載による啓発活動を行う。
②巡回・窓口相談における啓発活動	巡回指導時にハザードマップを用いて事業所の立地箇所における自然災害リスクの把握と対策の重要性を喚起する。利用するハザードマップは必要に応じて連携する白川村から提供を受け活用する。
③事業継続力強化セミナーの開催	事業継続力強化計画の必要性、白川村で発生しうる具体的な自然災害等の経営に及ぼす影響などを事業者イメージさせ、事業継続への認識を高める。

④防災意識の啓蒙活動	事業継続力強化計画に基づくリスクファイナンスの周知と共済加入の推進、災害時の防災備品の整備や備蓄品の必要性の啓発
------------	--

【取組みに対する目標】

対応課題	定性目標	定量目標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課題 1</div> 村内事業者の事業継続意識を高めるための啓発活動	計画期間 5 年経過後、村内小規模事業者が事業継続の必要性を実感する状態	・チラシ等の配布による啓発活動 年:200 件(郵送及び巡回時) ・事業継続に係る巡回指導件数 年:5 回～10 回 ・事業者個別BCPセミナー開催 年:1 回開催(2～5 事業者) ・事業者別 BCP 個別相談実施 年:(随時)

2. 事業継続力強化計画策定支援

【取組みの目的と意義】

事業継続計画セミナーなどによる啓発活動を通して事業継続への意識向上が図られた事業者に対して、事業継続力強化計画の策定を支援する。個々の事業者により立地条件や経営環境により想定される自然災害が異なり、対応する方法も異なるため、個々の事業者に対応した「事業継続力強化計画」の策定を支援する。これにより、災害発生時に対応すべき具体策ベースまで計画内容を落とし込む事で、実際に対象事業者が対応すべき内容を明確化・明文化する事を目的とする。同時に事業者自身が災害発生時やるべき事ははっきりさせる事が目的となる。

【具体的な取組内容】

取組内容	概要
①経営指導員の支援	経営指導員が中小・小規模事業者の事業継続に於ける現状分析(課題抽出)を支援し、初期段階を経営指導員が支援を担い、専門家派遣に繋ぎ計画策定を実施していく。
②専門家派遣制度を活用した支援	事業継続力強化計画策定には 岐阜県商工会連合会(岐阜県)の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、BCP の策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社から BCP 策定フォーマットや各種情報の提供を仰ぎながら計画策定支援を進めていく。
③新型コロナウイルス感染症への取組み	感染症に関しては「発生」というタイミングはなく、「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などフェーズごとの適切な対応が求められる。事業継続力強化計画の策定に際しては各フェーズに可能な限り具体的な行動・対策を示すことで、事業者の事業継続を支援する。具体的には、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

【取組みに対する目標】

対 応 課 題	定 性 目 標	定 量 目 標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課題 2</div> 個々の事業者に合わせて事業継続力強化計画策定とその実行支援	地域内事業者の事業継続力抜本強化	・事業継続力強化計画策定 年:2 事業者 ・事業者 BCP 作成事業者数 年:1事業者以上 ※専門家派遣は必要に応じて活用するため目標値は定めない

3. 事業継続力強化計画フォローアップ

【取組みの目的と意義】

事業者 BCP を策定した中小・小規模事業者に対して、その継続的見直しの実施状況、課題の改善状況などへの支援を行う。新たな課題の発生や計画変更などが生じた場合には迅速に対応する。

事業継続力強化計画及び事業所 BCP への取り組みを実施している事業者に対し、自然災害・感染症についての最新の情報を提供する。こうしたフォローアップを実施し、策定した計画の着実な実施と見直しを図ることで、災害及び感染症が発生した場合への有効な事業継続へと繋げることを目的とする。

【具体的な取組内容】

取 組 内 容	概 要
①事業継続力強化計画の進捗管理	事業継続計画策定支援によって作成された計画の遂行状況(事前対策を中心)の進捗確認を行う。事業継続力強化計画を策定した事業者へ半期に1度の頻度で巡回による進捗状況のヒアリングを行い、実行上の問題点・課題などの確認を実施し、必要に応じて取組みの実行及び計画変更に関する支援を行う。
②計画の実行支援	計画内容に基づいた具体策実行を支援する。防災訓練や設備投資、工場内レイアウトの見直しや取引先の分散など、事業者の事業継続課題に即した取組を支援する。同内容に合わせて金融支援や専門家派遣制度の活用、各種施策の紹介など状況に合わせた具体策実行を後押しする。なお、金融支援実行の際には連携する地域金融機関の融資制度の活用・提案等を検討する。

【取組みに対する目標】

対 応 課 題	定 性 目 標	定 量 目 標
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課題 2</div> 個々の事業者に合わせて事業継続力強化計画策定とその実行支援	地域内事業者の事業継続力抜本強化	・フォローアップ支援回数 年：1 事業者 2 件 頻度：半期に1度

4. 事業継続力強化に資する支援体制強化

【取組みの目的と意義】

村内地域事業者を対象とした上記1～3の有効な事業継続力強化に向けた支援を実施するに当たり、商工会を中心とした支援体制の強化を図る。支援を実施する経営指導員等の事業継続に係るノウハウ習熟や対応力についての支援資質向上に向けた取組を行う。また、事前対策はもちろん発災後の事業者支援という重要な役割を担う事を考え円滑かつ着実な支援業務復旧を早期に達成すべく商工会 BCP の運用、事前準備を執り行う事で、事業継続に資する支援体制強化を目的に本取組を実行する。

【具体的な取組内容】

取組内容	概要
① 職員の資質向上に向けた勉強会の開催	従来、商工会職員は販路開拓や利益改善に向けた支援活動に重きを置いた支援活動を展開してきた。強みでもある事業計画策定支援の豊富なノウハウを活かした事業継続支援ノウハウ習熟を目指す。県商工会連合会が開催する事業継続に関する研修への参加や、専門家等を活用した白川村商工会独自の職員勉強会を実施する。テーマは職員の習熟度に応じてその都度に法定指導員が内容を勘案して開催する。
② 商工会 BCP の運用による支援体制の構築	災害発生時において、支援業務の早期復旧を図るため、商工会 BCP を確実に運用する。商工会業務の復旧は事務局長並びに法定経営指導員が中心となった事業継続支援対策本部を立ち上げ、地域事業者の復興のための諸事業を展開していく。こうした BCP の確実な運用に繋げるためにも、定期的な BCP の見直しを図り、発災時ににおける万全な支援体制を構築する。

【取組みに対する目標】

対応課題	定性目標	定量目標
課題 3 商工会職員の事業継続支援に関する資質向上	地域のリスクアドバイザーとして定着する	・職員勉強会 隔年:1回開催 ※専門家を派遣して開催
課題 4 商工会の事業継続計画(商工会 BCP)の運用を図り、防災・減災対策を徹底した支援体制を構築	災害発生時の迅速な商工会業務の復旧	・商工会 BCP の定期的な見直しと改善の実施 年:1回ブラッシュアップ実施

5. 事業継続に向けた有機的な連携体制の整備

【取組みの目的と意義】

発災時においては、白川村と商工会との連帯体制が事業者の事業継続には不可欠であることから、一層有機的な連携はもちろん、地域事業者の事業継続に向けた連携体制並びに連携スキームを構築し、白川村における有効な事業継続支援体制を構築する。

【具体的な取組み内容】

取組内容	概要
① 白川村との事業継続に係る情報共有会議の開催	<p>事業継続支援事業の実施状況並びに白川村が把握する村全域の防災に係る情報交換会議を定期開催する。防災情報については村内において発生しうる災害リスクに関する具体的な情報についてやりとりを実施し、事業者の事業継続計画策定に向けた具体策の協議も行う。</p> <p>また、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症が発生したと仮定し、白川村との連絡ルート確認等の訓練を行うなど、実効性ある態勢を構築する。</p>

【取組みに対する目標】

対応課題	定性目標	定量目標
<p>課題 5</p> <p>白川村と白川村商工会での事業継続に係る連携を強化</p>	白川村との連携による連絡体制の確立と事業継続支援体制の整備	白川村商工会と白川村防災担当課との情報共有会議 年:1回開催
<p>課題 2</p> <p>連携による個々の事業者に合わせて事業継続力強化計画策定とその実行支援</p>	地域内事業者の事業継続力抜本強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化計画作成支援事業者数 年:2事業者 ・事業者BCP作成事業者数 年:1事業者以上 ・フォローアップ支援回数 年:2回(2年目以降)

《 2. 発災後の対策 》

大規模自然災害及び新型コロナウイルス感染症発生時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に「白川村商工会事業継続計画」に従い安否確認を行う。

その後、会長を対策本部長とした災害対策本部を立ち上げ、白川村・岐阜県商工会連合会へ対策本部の立ち上げを報告し、応急対応の方針を決定する。

① 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参加可能人数等の確認

安否確認は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋や道路などのインフラに関する被害状況」を把握。緊急相談窓口の開設等に向けて出勤できる状態かについても確認

【安否確認の対象と目標時間】

連 携 組 織	安否確認の対象と目標時間
白川村(観光振興課)	職員の安否を発災後概ね1時間以内に緊急連絡網(携帯電話等)にて確認
白川村商工会	役員及び職員の安否を発災後概ね1時間以内に緊急連絡網(携帯電話等)にて確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関への連絡

発災後概ね2時間以内には、連携機関との安否確認及び結果を大まかにまとめた被害状況等の情報を共有する。

【安否確認結果の連絡窓口】

連 携 組 織	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	連絡順位 第1位	連絡順位 第2位	
白川村(観光振興課)	課 長	係 長	岐阜県(商工労働政策課)
白川村商工会	事務局長	経営指導員	白川村(観光振興課)

【新型コロナウイルス感染症発生時】

- 平成25年4月に策定された「白川村新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症発生の各段階において対策を講じ、無用の混乱が生じないようにする。
- 国内感染者発生後には、職員に体調確認を行い事業所の衛生管理(消毒)を強化し職員は、感染予防行動(手洗い・うがい等)を徹底する。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、白川村における感染症対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

(イ) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害発生時】

- 安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、被害規模に応じて行政と実施する応急対策の方針を決定する。方針決定後は、「被害規模の目安と想定する応急対応の内容(判断基準)」を基に対策の内容を実施する。
 - 大まかな被害状況を確認し24時間以内に情報を共有する。
 - 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ※(前記載の全職員対応不可の場合は、別途商工会BCPフォームに記載する応援要員の会長以下商工会役員中心に行政連携にて対応する。

◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の目安と想定	対策内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「火災」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.緊急相談窓口の開設 相談窓口業務 2.被害調査・経営課題等の把握業務 3.復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.緊急相談窓口の開設 相談窓口業務 2.被害調査・経営課題等の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災後から1週間以内	1日に4回(9時 11時 14時 16時)
発災後2週間以内	1日に2回(9時 14時)
発災後1月以内	1日に1回(9時)
発災後1ヶ月	2日に1回

《 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 》

大規模自然災害発生時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報を県等への報告方法についてあらかじめ確認しておく。

なお、新型コロナウイルス感染症における指示命令系統並びに連絡体制も基本的には本体制を踏襲する。

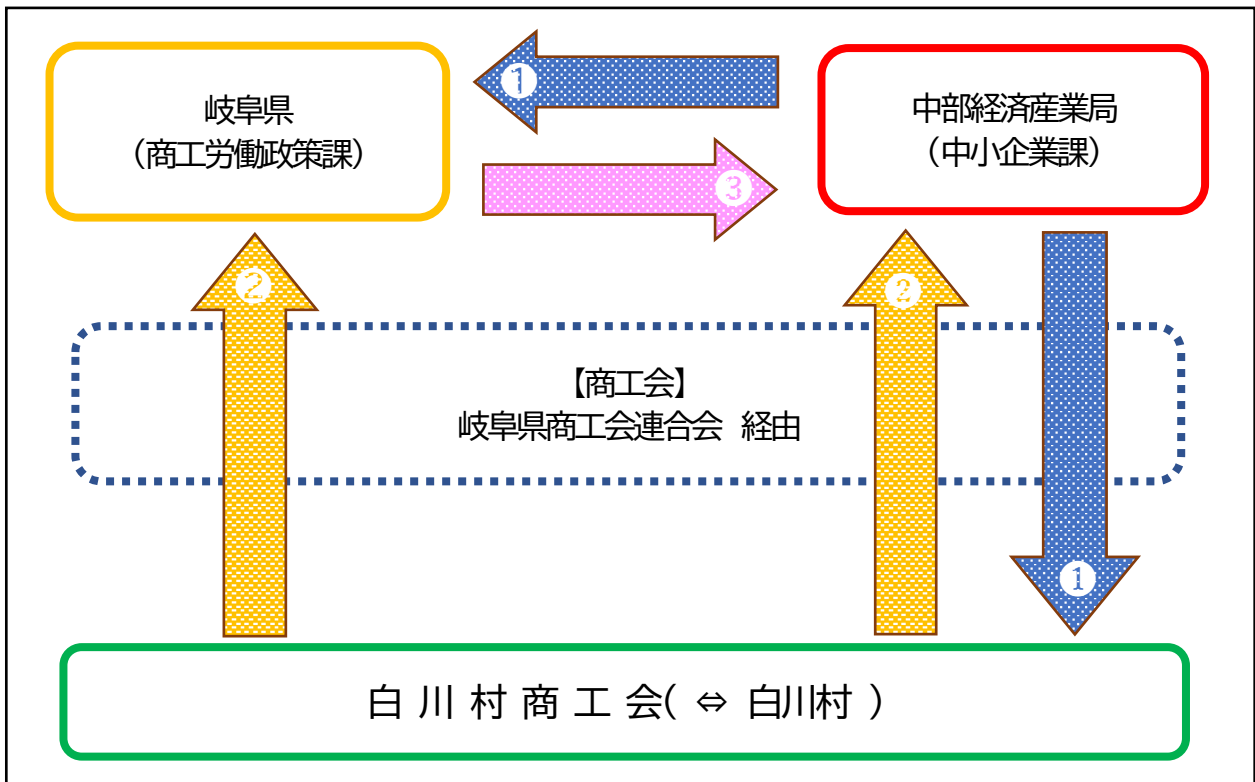
1) 指示命令系統・連絡体制図

大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。組織図はつぎのとおりである。

集約した情報は白川村と共有すると共に下記の流れを通じて各関係機関(中部経済産業局・岐阜県)へ報告を実施する。

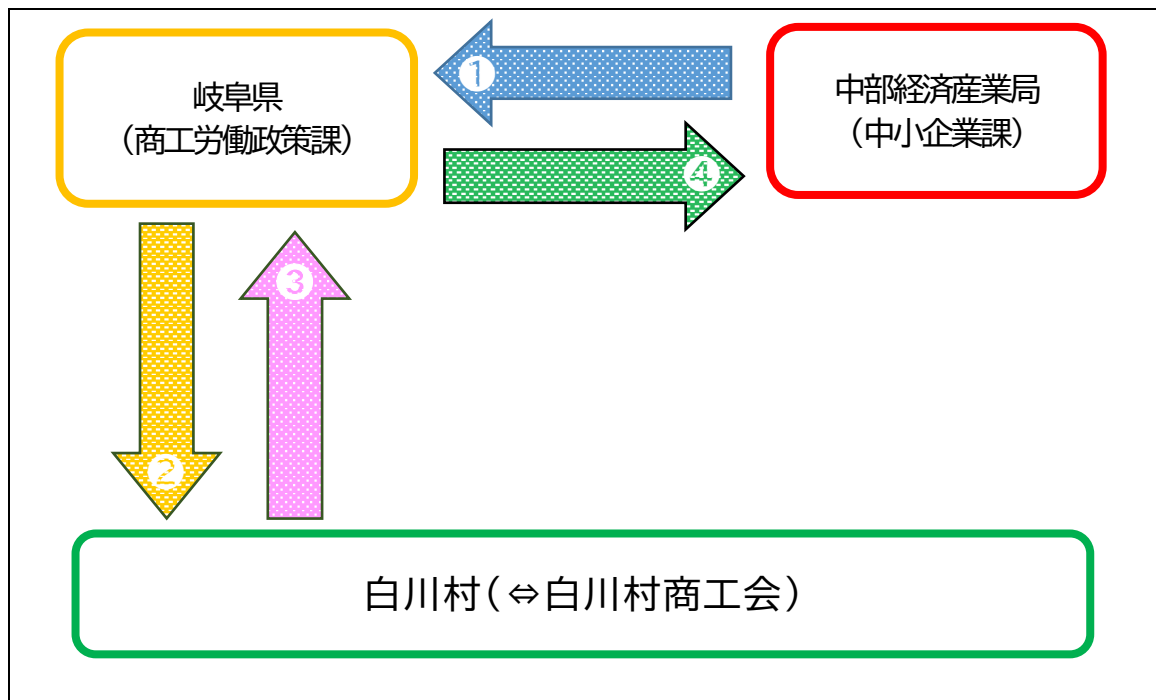
〈 被害情報の流れ 〉

(初動対応)



- ① 中部経済産業局(中小企業課)から県(商工労働政策課)、県商工会連合会に依頼
- ② 指定日時までに、中部経済産業局(中小企業課)に報告するとともに、同時に県(商工労働政策課)に報告
- ③ 県(商工労働政策課)から中部経済産業局(中小企業課)に報告

(被害実態の把握)



- ① 中部経済産業局(中小企業課)から県(商工労働政策課)に依頼
- ② 県(商工労働政策課)から各市町村に依頼
- ③ 指定日時までに、別紙様式IIにより、県(商工労働政策課)に報告
- ④ 県(商工労働政策課)から中部経済産業局(中小企業課)に報告

《 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 》

- ・相談窓口の開設方法について、白川村と相談する(白川村商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(行政の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。

《 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 》

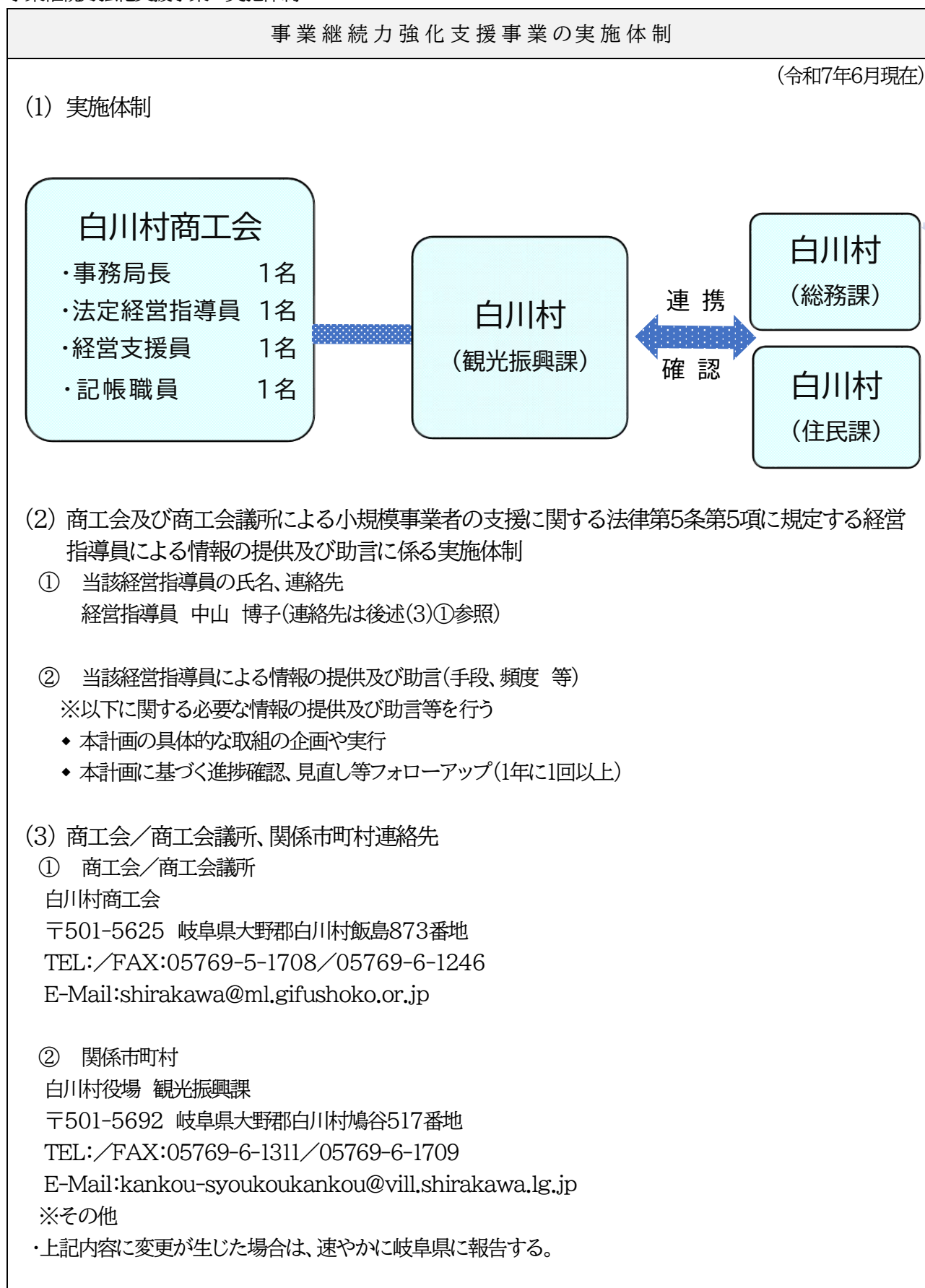
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

区 分	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、事業収入、補助金活用など

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等